

赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画（素案）に対する

意見募集（パブリックコメント）の実施について

赤井川村は、過疎地域に指定されており、法令に基づき、持続的発展のための基本方針を定めた「赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画（素案）」の策定を進めています。

この度、計画の素案がまとまりましたので、この素案に対する意見を村民の皆様から募集致します。

1. 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画とは

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき赤井川村が策定する計画で、過疎地域の持続的発展のための基本方針などを定めるものです。

過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用する場合には、この計画の策定が必要となることから、新たに令和3年度から令和7年度までの計画を策定するものです

2. 意見募集する計画案

「赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画（素案）」

計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

3. 意見募集期間

令和3年7月30日（金）から令和3年8月10日（火）午後5時必着

4. 意見提出できる方

計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、次の方に限らせていただきます。

- ① 村内に住所を有する方
- ② 村内に通勤されている方
- ③ 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人等
- ④ 村内で活動されている各種団体

5. 計画素案の閲覧

- ① 赤井川村役場総務課企画地域振興係窓口
- ② 赤井川村ホームページ掲載

6. 意見提出の方法

別紙様式により、次のいずれかの方法により提出願います。様式は、赤井川村役場総務課企画地域振興係窓口、赤井川村ホームページよりダウンロードしてください。

(1) 赤井川村役場総務課へ直接又は郵送提出

(2) FAXによる提出：FAX 0135-34-6644

(3) 電子メールによる提出：kikaku1@akaigawa.com

※計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、責任ある立場でご意見を提出いただく必要があるため、匿名でのご意見は、パブリックコメントとしてお受けすることはできません。

7. 意見概要の公表

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、意見概要としてまとめ、本村の考え方とともに、後日ホームページで公表しますので、個々のご意見に対する直接の回答は致しません。

※ご意見以外の内容（住所・氏名等）は、公表されることがありません。